

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の 支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律概要

趣旨

年金記録問題の重大性及び緊急性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給する。

特別加算金の支給

1 厚生労働大臣は、受給権者等について、年金記録の訂正がなされた上で施行日以後に受給権に係る裁定又は再裁定が行われた場合において当該裁定により支払うものとされる過去分の年金給付（時効特例法により支払う年金給付等に限る。）の全額を基礎として、本来の支払日から実際の支払日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額（特別加算金）を支給する。

※ 特別加算金の額は、物価スライドの考え方を勘案し、過去分の年金給付の全額を遅延年数で除した額に各年の物価変動率（対前年の物価変動率がマイナスになる年はゼロ）の累積を乗じて得た額の合計額となるような計算方法を、また、その端数処理については、1円未満切捨てを、政令で定めることを予定。

2 特別加算金は、施行日前に1の裁定又は再裁定が行われた者（死亡の場合はその配偶者等）に対しても支給する。ただし、既に過去分の年金給付が支払われた者に対する特別加算金の支給は、当該者の請求により行う（公布日から施行日の前日までに過去分の年金給付が支払われた者は、請求したものとみなす。）。

施行期日

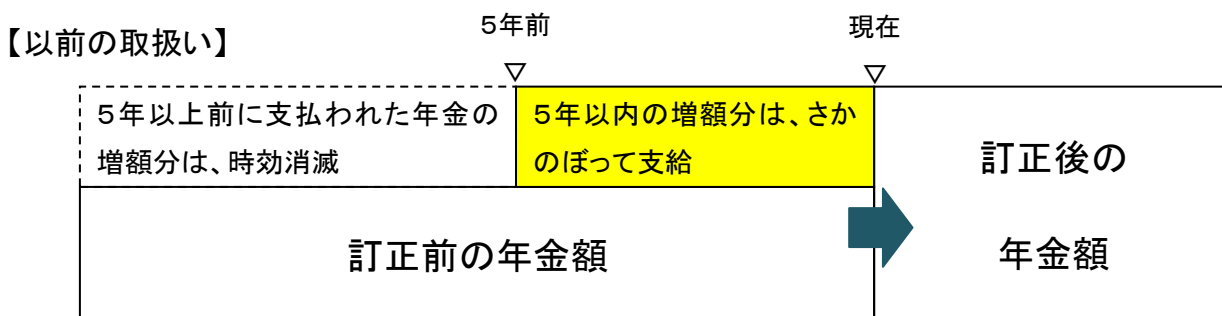
公布の日（平成21年5月1日）から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行する。 ※「政令で定める日」は、平成22年4月30日とする予定。

※ 昨年5月に公布された法律では、支給主体が「社会保険庁長官」となっていたが、今国会で、支給主体を「厚生労働大臣」とし、支給事務を日本年金機構に委託する法改正が行われた。

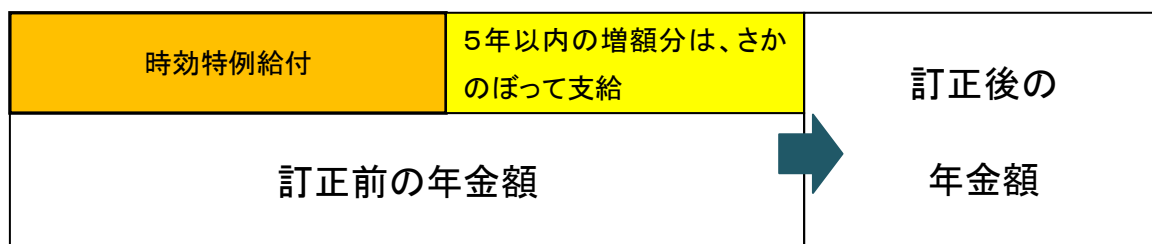
(参考) 時効特例給付と遅延特別加算金

- 年金を受ける権利は5年を経過すると、時効により順次消滅するため、これまでは、記録訂正により年金が増額された場合でも、5年以上前に支払われた年金の増額分は、時効消滅していた。
- しかし、時効特例法^(※)が施行された平成19年7月以降は、時効消滅した5年以上前の増額分(記録訂正による増額に限る。)についても、時効特例給付として支給されている。

(※) 正式名称：厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律



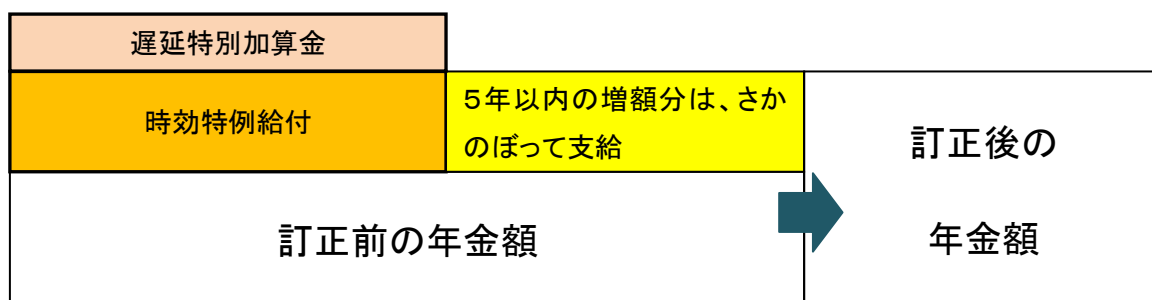
【平成19年7月～】



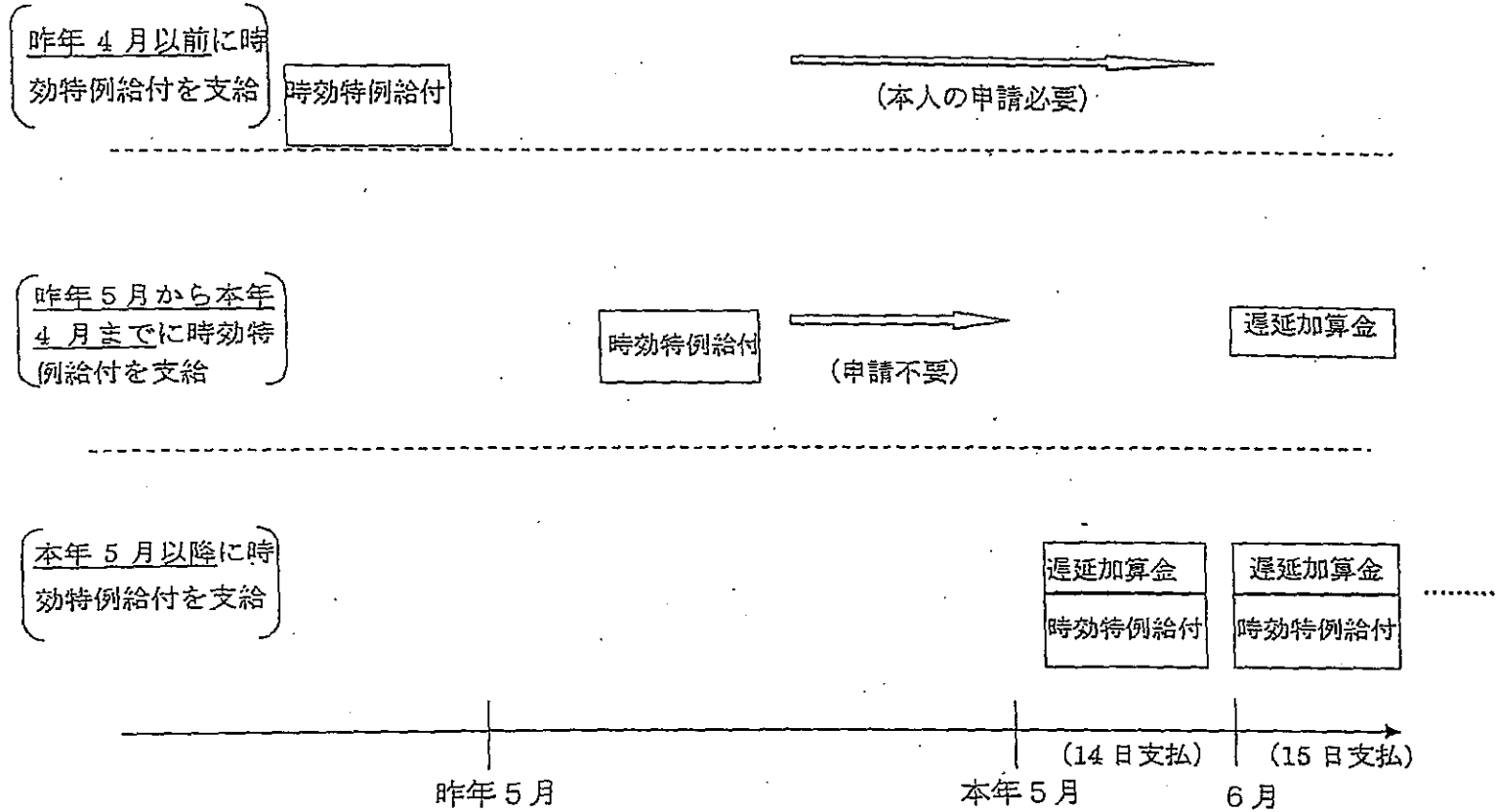
※ 平成19年7月以前に記録訂正が行われた方についても、申請書を提出いただくことにより、時効特例給付を支給。

- 昨年5月1日に公布された遅延加算金法の施行後は、記録訂正により本来の支給日から大幅に遅れて支払われる年金給付(=時効特例給付)について、現在価値に見合う額となるよう、物価の状況を勘案して計算した遅延特別加算金を上乗せして支給される。

【遅延加算金法の施行後】



支払いのスケジュール



遅延特別加算金の経過措置対象者における金額分布表

金額(円)	件数	内訳
0 ～ 99	49,936	5.1%
100 ～ 999	175,948	18.1%
1,000 ～ 4,999	230,122	23.7%
5,000 ～ 9,999	111,255	11.5%
10,000 ～ 99,999	304,470	31.4%
100,000 ～	98,986	10.2%

970,717

※経過措置対象者：遅延特別加算金法の公布日から施行日まで一時効特例給付を受けた方。

※この分布は、3月下旬に事前計算をしたものであるため、確定した件数ではない。